

[検索の仕方](#)

[ホーム](#) > [交流・まちづくり](#) > [土地・都市計画](#) > [土地対策課](#) > 市町と連携した「盛り土110番」の設置について

更新日：令和3年10月27日

市町と連携した「盛り土110番」の設置について

窓口一覧

身近にある「盛り土」についてのお問い合わせは、盛土の施工箇所を所管する県土木事務所又は市町役場に御連絡ください。なお、盛土の造成行為に関する許認可等は、各種法令によって、また開発面積等によって、県所管と市町所管に分かれています。県又は市町、あるいはどこの課が所管しているかを確認するまで、お時間が掛かる場合がありますので、御承知おきください。

[窓口一覧 \(PDF : 152KB\)](#)

盛土造成行為に係る法令窓口一覧

身近にある盛り土には、どのような法令に基づき造成が行われているかを示す標識等が設置されています。適用される法令、窓口がお分かりのようでしたら、より迅速に対応ができますので、そちらに直接お問い合わせください。

[盛土造成行為に係る法令等窓口一覧 \(PDF : 168KB\)](#)

お問い合わせ

交通基盤部都市局土地対策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話番号：054-221-2223
ファックス番号：054-221-3385
メール：tochitaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号(県庁案内)：054-221-2455

Copyright © Shizuoka Prefecture. All Rights Reserved.